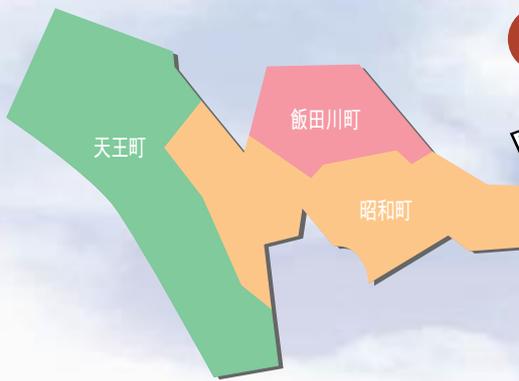


天王町・昭和町・飯田川町



合併協議会だより

第12号 2004年5月

新市
まちづくり
基本目標

ともに支え温かにふれあえるまち



パソコン教室
豊川小学校での学習風景



町内会活動
飯田川町内会全体での
側溝清掃



国際交流
太平洋13カ国24人が天王南
中学校の生徒と日本文化を
体験

議会議員の定数二十二人在任特例は合併日から十一ヶ月間

平成十六年四月十五日（木）昭和町農村環境改善センターにおいて、第十三回合併協議会が開催されました。協議会には、委員等二十二名が出席し、約五十人が傍聴しました。はじめに石川会長は『今回提案している新市建設計画（案）は三町一体化した新しい将来のまちづくりが見えるものとなっている。新市建設計画検討委員みなさまのご苦労に対し、心から感謝している』とあいさつ。

新市名称応募に係る記念品贈呈者の抽選、新市建設計画（案）の報告に続いて、継続協議となっていた議会議員の定数及び任期の取扱いなど三項目と保育園・幼稚園事業の取扱いなど四項目の協議が行われました。



新市名称応募に係る記念品贈呈者の抽選

新市名称応募に係る記念品贈呈者の抽選が行われ、「鴻上市」の応募者十名の中から名付け親賞に昭和町の門間光夫さんが選ばれました。次回、五月二十日の第十四回合併協議会で記念品を贈呈いたします。

報告事項

新市建設計画（案）について

新市建設計画（案）について新市建設計画検討委員会の佐々木吉和委員長から今までの委員会での検討経過が報告されました。

新市名称応募に係る受賞者一覧表（敬称略）			
名付け親賞			
門間光夫	昭和町		
優秀賞			
佐藤小	藤山原林	義次郎	昭和町
海徳	山原初	久喜子	天王町
佐々木	山山	初恵	昭和町
島	山山	忠子	昭和町
島	山山	常健	昭和町
藤小	原林	博友	昭和町
		明	昭和町

協議事項

《継続協議》議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、前回まで在任特例を使用することでは一致していましたが、議会代表と住民代表との意見がまとまらず継続協議となっていました。

今回協議の中で「三町長による話し合いで調整案を示してほしい」との提案を受け別室で検討した結果「定数は二十二人、特例期間は合併日から十一ヶ月」とする調整案が示されました。これに対し住民代表委員から「定数の二十二人には合意するが、在任特例期間は最大譲歩しても六ヶ月である」とする意見や「議員の意向としても調整案に対して譲歩しており、それを踏まえて三町長から再度調

整してもらいたい」という意見がありました。ここで石川会長が「次の調整案を最大限尊重していただくことを前提に再調整したい」と発言し各委員が了承の上、再度調整しました。その結果、最初の調整案と同様の結果となりました。これを受け「飯田川町議会へ調整案を説明したいので持ち帰りたい」と要望がありました。最終的に全会一致で次のとおり確認されました。

議会議員については、市町村の合併特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併日から十一ヶ月間引き続き新市の議会議員として在任する。

新市の議会議員の定数は、二十一人とする。

《継続協議》

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおり確認しました。

新市に一つの農業委員会を置き、三町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後、平成十七年七月十九日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

新市の選挙による委員の定数は、十六人と

する。また農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定による選任による委員の定数は、三人とする。

在任特例後、最初に行われる選挙は、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、平成十六年三月三十一日確定した登録選挙人の数により調整する。

農業委員会委員定数二十一人の内訳

選挙委員	十六人
選任委員	
秋田みなみ農協	一人
あきた湖東農協	一人
秋田地域農業共済	一人
議会が推薦した学識経験者	三人

《継続協議》

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。

納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。

法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとする。

保育園・幼稚園事業の取扱いについて

保育園・幼稚園事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。

保育料については、国の基準を原則に、合併時までに調整する。ただし、旧飯田川町地区に居住する五歳児の保育料は、平成十七年度は全額、平成十八年度は三分の二、平成十九年度は三分の一減免した金額とする。

特別保育事業については、新市において調整する。

幼稚園使用料については、天王町の例による。ただし旧飯田川町地区の幼稚園使用料については、幼保一体化を考慮し、保育料と同一とする。

幼稚園奨励補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金については、現行のとおりとする。

幼児バスの運行については、当面、現行のとおりとし、新市において運行経路等を検討する。

保育料の現況

平成16年度保育料徴収金基準月額(単位:円)

階層区分	年齢区分		
	3歳未満児	3歳児	4歳児以上
第1	生活保護法による被保護世帯		
国基準額	0	0	0
天王町	0	0	0
昭和町	0	0	0
飯田川町	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯		
国基準額	9,000	6,000	6,000
天王町	6,700	4,700	4,700
昭和町	9,000	6,000	6,000
飯田川町	9,000	6,000	6,000
第3	市町村民税課税世帯		
国基準額	19,500	16,500	16,500
天王町	17,000	12,400	12,400
昭和町	19,500	16,500	16,500
飯田川町	19,500	16,500	16,500
第4	所得税64,000円未満		
国基準額	30,000	27,000	27,000
天王町	25,000	20,300	20,300
昭和町	30,000	27,000	27,000
飯田川町	30,000	26,000	26,000
第5	所得税64,000円以上160,000円未満		
国基準額	44,500	41,500	41,500
天王町	35,000	30,100	30,100
昭和町	37,000	30,000	30,000
飯田川町	40,000	30,000	30,000
第6	所得税160,000円以上408,000円未満		
国基準額	61,000	58,000	58,000
天王町	42,400	35,000	31,200
昭和町	45,000	33,000	33,000
飯田川町	45,000	31,000	31,000
第7	所得税408,000円以上		
国基準額	80,000	77,000	77,000
天王町	49,000	37,500	31,200
昭和町	49,000	35,000	35,000
飯田川町	51,000	32,000	32,000

※飯田川町の5歳児は無料

学校教育関係事業の取扱いについて

学校教育関係事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。

奨学金貸付事業については、当面、現行のとおりとし、新市において、速やかに統合できるように調整に努める。

修学旅行助成事業については、合併時に廃止する。

要保護・準要保護児童生徒就学援助制度及び特殊教育就学奨励制度については、現行のとおりとする。

学校給食については、現行のとおりとする。遠距離通学費補助事業については、合併時に廃止する。

年末年始の休日の取扱いについて

年末年始の休日の取扱いについては、次のとおり確認されました。

新市の年末年始の休日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

新市建設計画について

新市建設計画については、概略を説明し、次回から協議することとし継続協議としました。今後、合併協議会で確認された後、三町でそれぞれ住民説明会を開催する予定となっています。



委嘱状を交付される
三浦秋田地域振興局長

協議会委員の変更(敬称略)

(旧) 秋田県秋田地域振興局長 山口 博 司
(新) 秋田県秋田地域振興局長 三 浦 貞 一

新市名称は

『かたがみし 湯上市』に！

平成十六年三月二十六日（金）飯田川町公民館において、第十二回合併協議会が開催されました。協議会には、委員等二十一名が出席し、約五十人が傍聴しました。

はじめに石川会長は『新市名称の選定に当たっては、数多くの応募作品の中から十候補まで絞り込んでいただいたご苦労に対し、小委員会の方々に感謝している。また、議会議員の定数及び任期の取扱いなどの継続協議項目については、より前向きな意見を交わしながら協議の前進を図って参りたい』とあいさつ。

新市名称候補選定結果が報告され、続いて継続協議となっていた議会議員の定数及び任期の取扱いなど二項目と国際交流事業の取扱いなど九項目の協議が行われました。



報告事項

新市名称候補選定について

新市名称候補選定小委員会での選定結果として十候補と選定理由が報告されました。

協議事項

新市の名称について

新市の名称については、協議の中で各委員二点以内を投票し、絞り込みを行うこととなりました。その結果、有効票三十九票中、湯上市が十五票を占め、次いで王和田市が七票となりました。これを受け石川会長が「十五票を集めた湯上市に決定してはいかがか」と提案し、全会一致で「湯上市」を新市の名称とすることを確認しました。

《継続協議》 議会議員の定数及び 任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、協議の中で三町住民代表から「議会議員の在任特例期間は速やかに、特例期間中の報酬は従来どおりを要望する。また、定数については、先進地事例から見てもこの三六、〇〇人の新市では十八人が望ましいが、新市の議会運営や各委員構成を考慮し二十人」という統一合意案が提出されました。一方、「合併検討特別委員会が設置されており、話し合いの中で、在任特例は使いたいが、その期間についてまだ統一された意見にはいたっていない」「新しい執行機関で、新市建設計画にのつとめた市政執行をする場合、在任特例は必要



なのではないか。期間は一年位で折り合いがつけばと思う」などの意見があり、もう少し時間をかけて調整することとし継続協議としました。

《継続協議》

農業委員会委員の定数及び

任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、前回同様継続協議としました。

国際交流事業の取扱いについて

国際交流事業の取扱いについては、次とおり確認しました。

国際交流事業については、新市において調整する。

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについては、協議の中で「補助金について、秋田県や全国についての制度がどうなっているのか資料の提出を願いたい」との意見があり、次回その資料を提出することとし継続協議としました。

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについては、次とおり確認しました。

地方バス路線維持のための公共交通機関の確保については、当面、現行のとおりとし、新市において運行路線等を検討する。

JR駅の管理委託については、新市において調整する。

交通安全対策協議会、交通指導隊については、新市において設置する。

チャイルドシート購入補助については、天王町の例による。

防犯指導隊員については、新市において設置する。

既存防犯灯は新市で管理する。新規防犯灯に係る受益者負担金については合併時まで調整する。

チャイルドシート 購入補助

対象者

町内の就学前乳幼児の保護者

内容

15,000円を上限とし、チャイルドシートの購入価格の1/2を補助

(乳幼児一人につき一台まで)



敬老式は

旧町ごとに実施

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについては、次とおり確認しました。

国又は県等が定める制度については、事業実施要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

老人日常生活用具給付事業、家族介護慰労金については、現行のとおりとする。

家族介護用品支給事業については、昭和町・飯田川町の例による。

家族介護慰労金

対象者

要介護4または5に相当する高齢者を在宅介護し、過去一年間介護サービスを受けなかった町民税非課税世帯

支給額

年額 一〇〇、〇〇〇円

家族介護用品支給事業

対象者

要介護4または5に認定された在宅高齢者を介護している、町民税非課税世帯

内容

現物支給で年一人当たり

七五、〇〇〇円

在宅介護支援センターについては、基幹型は天王町に一カ所、地域型は旧町三カ所とする。

緊急通報体制等整備事業等については、合併時までに調整する。

各町独自に制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

敬老式については、年内満七十五歳以上を対象に、当面は、旧町ごとに実施することとし、内容等を新市において調整する。金婚式については、合併時に廃止する。在宅高齢者等介護手当支給事業については、合併時に廃止する。

長寿祝金については、合併時に再編する。

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについては、次のとおり確認しました。

社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。

勤労者、消費者関連事業の取扱いについて

勤労者、消費者関連事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。

勤労者関連事業については、勤労者の支援の観点から、引き続き福祉増進に努める。消費者関連事業については、消費者保護の観点から、引き続き施策等の推進に努める。

平成十六年度天王町・昭和町・飯田川町 合併協議会事業計画（案）について

合併協議会事業計画（案）については、次のとおり確認しました。

合併協議会及び幹事会の開催 合併協定項目の調整 新市建設計画の作成 住民説明会の開催 事務事業の調整及び一元化 新例規の立案 電算業務の調整と一元化 協議会だよりの発行及びホームページの作成 その他必要な事項

平成十六年度天王町・昭和町・飯田川町 合併協議会予算（案）について

平成十六年度合併協議会予算については、次のとおり承認されました。

平成十六年度予算総額は、歳入歳出それぞれ

一五、五〇二万円

歳出の主なもの

新市建設計画と概要版及び協議会だよりの印刷製本費など

五、〇七四万円

例規策定支援業務などの委託料

一、二二九万円



てんのう・しょうわ・いたがわ ほっとすぽっと!

5月号からは、『ほっとすぽっと』と題し、3町をシリーズで紹介します。

昭和町 「聖農 石川理紀之助」

石川理紀之助は明治時代の農村指導者で、その生涯を農村の救済活動に捧げた人物です。

小泉村（現在の秋田市金足小泉）の農家に生まれ、21歳で山田村（現在の昭和町豊川山田）の地主石川家の婿養子となり、本格的に農業に携わるようになります。

明治5年、28歳で請われて秋田県庁の官吏（現在の県職員）となり、米質改善指導や、種子交換会の創設に尽力しました。特に、種子交換会は第5回から種苗交換会と改称され、全県的な行事として一度も休むことなく現在まで続いています。

明治16年、役人の職を辞し、農民として農村を救う道を選びます。地元の山田村建て直しのため、山田村経済会を組織し、村人には、質の高い肥料を量も倍にして田に施すことを教え、米の増産と養蚕などの副業で収入を増加させ、さらに倹約によって貯蓄することを奨励しました。村人を励ましながらか共に働き、なんと5年で村の借金を完済することができました。理紀之助は「寝ていて人を起こすことなかれ」との名言を遺していますが、自らも人一倍よく働き、村人たちの手本となったのです。

理紀之助は農業を単なる個人のものではなく、村全体のものとして改良していきました。村民が助け合いながら一体となって同じように勤勉に働き、



節約をすることで、村全体をよくするような実践を行いました。周囲の人からは、農民のやる気を育て、農民の生き方を教えてくれる「老農」と呼ばれるようになりました。

また、明治29年からは「適産調」（土地に合った作物をつくるための調査）を秋田、福島、福島の2県49村について実施し、7年で調書731冊にまとめました。この事業では、農村のリーダーとなる人材の育成にも力を入れました。明治35年には同志とともに九州まで農村救済に行くなど、大正4年に71歳で亡くなる直前まで、農民への指導を続けました。

昭和町では現在、稲作のほかにも野菜、果樹、花き栽培が行われており、特に花きは昭和町の代表的な農業のひとつとなっています。理紀之助の教えが生きた「考え、工夫する農業」で、更なる飛躍を目指しています。



昭和町郷土文化保存伝習館

石川理紀之助遺跡地（秋田県指定史跡）に建てられています。石川翁の遺著、遺稿、収集物等を中心に、郷土の歴史、民俗、産業等の理解に役立つ諸資料を保存、展示しております。

開館時間 / 4月1日～10月31日 9:00～16:30
11月1日～3月31日 9:00～16:00

住所 / 昭和町豊川山田字家の上63 TEL018-877-6919

information

インフォメーション

第14回合併協議会は、平成16年5月20日（木）午後2時から天王町福祉センターで開催します。

どなたでも傍聴できますのでお気軽においでください。

事務局

〒010-0201 南秋田郡天王町天王字上江川47-610 天王町保健センター2階
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局

電話 018-870-6566 FAX 018-878-7215

http://www.tsi-gappei.jp/ E-mail: soumu@tsi-gappei.jp

印刷 / 株式会社 塚田美術印刷